

引揚者から保管した通貨、証券等返還について

1．通貨、証券等を保管、返還に至った経緯

税関で保管している通貨、証券等は、終戦後引揚者の方から預かった通貨、証券等で、これらには2つの保管経路があります。

一つは「上陸港扱い」で、海外からの引揚者が全国の各港に上陸の際、連合軍司令部（GHQ）の指令により国内持込が禁止されていた一定限度額（一般人1,000円、軍人は将校500円、下士官以下200円）を超える通貨、証券等を税関が預かり保管したものです。

もう一つは「外地扱い」で、引揚者が外地引き揚げの際、GHQの指令により持帰りを禁止されたこと、また、治安上の理由により個人の持帰りが不安であったこと等から、引揚者が現地の在外公館や日本人自治会等に預けた通貨、証券等で、それらのうち一部が日本に送還され、横浜税関が一括保管したものです。

その後、昭和28年8月31日「外国為替及び外国貿易管理法」の改正により、保管中の通貨、証券等について全面的な輸入制限が解除され、税関においては、同年9月1日から返還業務を開始し現在に至っております。

2．沖縄地区税関における返還経緯

沖縄地区税関においては通貨、証券等の保管物件は無く、県民からの問合せについて、全国の税関に対し照会を行い、保管が確認されたものについて保管税関の代行として返還を行っております。

3．保管物件の主な内容

- (1) 通貨：旧日本銀行券、旧日本軍軍票等
- (2) 証券類：国債、公社債、郵便貯金簿、預金証書、生命保険証書等
- (3) その他：医師免許証、運転免許証、卒業証書、成績表等

4．保管及び返還状況

当初保管数 約44万人分（物件数約134万件）（全国）
返還数 約17万人分（物件数約47万件）
保管残数 約27万人分（物件数約87万件）

5．沖縄地区における返還実績

平成13年3月及び平成16年9月に新聞記事により周知を行ったところ、これまでに照会74件、物件返還11件が行われております。

6．その他

最大の保管税関である横浜税関に、沖縄関係と思料する名前で検索を行ったところ、

(1) 大城：141件

(2) 金城：149件

(3) 宮城：110件

(4) 比嘉：147件

(5) 新垣：66件

合計 613件

の保管物件があります。

7．本件に関する一般県民からの問合せ先

沖縄地区税関 総務課 098 - 868 - 8525

税関相談官 098 - 863 - 0099